

書物の解体学

吉本隆明



中央公論社

書物の解体学

©1975

昭和50年4月15日初版発行 昭和50年5月15日三版発行

検印廃止

著者 吉本隆明

発行者 高梨 茂

印刷所 三陽社

発行所 中央公論社 東京都中央区京橋2丁目1番地 電話 (03) (561) 5921 (代)

書物の解体学 目次

ジョルジュ・バタイユ

〈序〉 8

〈近親相姦〉 22

〈不運〉 (一) 41

〈不運〉 (二) 50

モーリス・ブランショ

〈死〉 66

〈法〉と〈言葉〉 78

ジャン・ジュネ

〈風景〉 92

〈煉獄〉 103

ロートレアモン

〈歌〉 111

〈倫理〉 126

ミシェル・レリス

〈性・母・資質〉 140

〈聖〉の概念 150

…… 7

…… 65

…… 91

…… 115

…… 139

ヘンリー・ミラー！

……
163

〈初期〉 164

〈虚無〉 175

〈社会〉 184

〈論理〉 197

ガストン・バシユラール

……
211

〈物質〉 212

〈想像力〉 223

フリードリッヒ・ヘルダーリン

……
233

〈神話〉〈自然〉〈愛〉 234

〈頌〉 250

カール・グスタフ・ユング

……
265

〈夢〉 (一) 266

〈夢〉 (二) 278

〈神話〉 (一) 290

〈神話〉 (二) 302

あとがき 316

書物の解体学

ジ
ョ
ル
ジ
ュ
・
バ
タ
イ
ユ

〈序〉

以前に、人間の観念がもつ「遠隔対象性」という概念を提出したことがあった。これは、さほど複雑なことを云おうとしたものではない。人間は、観念の過程にあるかぎり、つぎつぎに、より「遠隔」にあるものを、対象として志向するものだといった程度のことである。ある一定の年齢に達した人間は、まず、近親のところで、親や、親の世代と葛藤し、見くだしはじめる。これは、まず親からはじまって、親の世代の全般にわたるから、父系と母系の親族一統が、親等の近いところ、あるいは接触の頻度が高いところから、観念的な見くだし、あるいは葛藤の対象になっていく。つぎには、教師がいれば知的な近親としてその対象に択ばれる。教師は、べつに血縁ではないが、観念的な対象としては、近親以上に近親なのである。親はくだらない、のつぎには、学校はくだらない、教師はくだらない、ということになるが、この時期（青年前期）の人間にとって、くだるような親や教師でありうるものは、どこにもいるわけがないということになる。なぜならば、「かれ」が観念的に否定し、対立しているのは、ほんとうはこの世界の全体であって、たまたま、身近にいた親や教師は、その都合のいい供養にほかならないからである。つぎに、「かれ」の観念的な対象は、観念そのものの物質的な証拠である「書物」に移る。そして、観念の往路としては、ここが最後のゆきどまりである。なぜならば、観念にとって、観念そのもの以上に「遠隔」にある対象は存在しないからだ。「かれ」は「書物」において、気に入った対象に出遇うかもしれない。そして、大抵気に入るのは、ドストエフスキーとか、ランボーとかいう、まあ滅

多にあらわれそうもない例外的な天才である。けれど「へかれ」は、ただひとつのことに気付いていない。もしも、ドストエフスキーとか、ランボーとかが、「へかれ」の身近にいたとすれば、賭博の好きな飲んだくれ、どうしようもない、鼻もちならぬ文学少年あがりの商人として、まさききに「へかれ」の否定の対象となつただろうということである。ほんとうは、こういう例は、それほどたいしたことではない。

ある時期、感動させられたのは、新約書の主人公の挿話であつた。主人公は、じぶんがメシアであるという宗教的な覚醒と自信をもち、各地でそれなりの奇蹟をあげたあとで、故郷の人々のまえで説教をする。だが、聴衆は、あまり乗つてこない。聴衆は、あの男は大工ヨセフの息子じゃあないか、かれの近親たちは、われわれのあいだにいるじゃあないか、いつ、ああ偉そうなことを云うようになったのか、等々……つまり、故郷では、イエスは、観念そのものとして「遠隔対象」ではなく、「近親」に連なるものとして、聴衆にとって身近な否定の対象であるほかにはなかつた、ということになる。イエスの方も、負けずに真理を指さす。予言者は故郷では容れられないものだ、と。

新約書には、まだ、この種の挿話がある。主人公は、じぶんを迫害する学者、パリサイ人を指さしている。へきみたち、神から派遣されたものを殺し、義の人を石で打つものよ。きみたちは、もしじぶんが祖先の時に際会していたら、そういう人々を迫害するものに、くみしなかつたらうと云う。しかし、それは、ぎまんだ。きみたちは、現に、そういう人であるわたしを迫害しているではないか」と。――新約書の主人公はなにを云おうとしたのだろうか。人間の観念は、いわば不可避免的に「遠隔対象」を志向して、どこまでも昇華することができるが、残念なことに、それは、観念にとっては「自然過程」にすぎないから、人間が、現存在として、近親や、隣人や、他者に、どう振舞っているかという内省と、無関係でありうることを指さしているのだ。

観念の「遠隔対象性」という概念を提出したとき、たぶん、わたしは、つぎのような前提を同時に提

出したとおもう。観念の志向性によって置き去られた〈近親的なもの〉、〈近くにある対象〉の運命は、いったい、どういうことになるのか？ それは、忘れられ、まったく打捨てられて、屑籠に入ってしまったのだろうか？ それとも、ありふれた〈習慣的なもの〉として、対象の意識にのぼることはなくなつて、凍結してしまふのだろうか？、それとも、厳として対象性としての生命を保ちつつけるのだが、ただ潜在化しているにすぎないのだろうか？ わたしの提出した前提は、このうち最後のものではあつた。それは、〈遠隔対象〉を志向した観念過程を、一挙に破壊しようとするとき、遭遇する困難に思い到れば、すぐに了解することができよう。一挙に破壊することは、不可能であり、じつは、はじめに観念のたどった経路を、逆に、忠実に戻つてゆくことによってしか、破壊することはできないことが、体験的にはつきりしてくる。

いま、観念の〈遠隔対象性〉という概念を、そのまま、〈なぜ、人間の歴史は、共通に近親姦を禁止してきたか〉という、人類的な概念に適用してみるとする。それは、レヴィ・ストロースの類型化によれば、ウェスターマークや、ハヴェロック・エリスとおなじような見解として類別されることになる。早い話が、日常生活で慣れきつてしまつた異性にたいしては、〈本能〉あるいは〈血の恐れ〉から、性的な興奮を覚えなくなるというエリスやウェスターマークの考え方と、さして変わらないところに位置づけられることになってしまう。しかしながら、観念の〈遠隔対象性〉への志向を、いま述べた前提と一緒に、採用することにすれば、事態は、すこし変わってくる。なぜならば、〈近親的なもの〉、〈近くにあるもの〉は、厳として性的対象として生命を保ちつつけるのだが、ただ、潜在化されてしまふにすぎない、ということになるからだ。けれど、これだけでは、なぜ、人類は、近親姦を禁止してきたか、の解答としては不十分である。潜在化されつつも生命を保ちつつけている近親の異性（父親にたいする娘、母親に対する息子、兄弟にたいする姉妹、おい、めいにたいする叔・伯父、叔・伯母、並行いとこ、交

又いとこ同士等々）にたいする相姦の志向が、どうして、より「遠隔」の異性によって、とび超えられるのか、という問いに、応えることはできそうもないからだ。わたしは、ここで觀念の「遠隔対象性」への志向という概念を、投げ捨てたいところだが、しばらくのあいだ捨てずに保留しておくことにしよう。あとで、蘇生させることができるかも知れないからである。そして、人類学と称するものが、どんな解答を「近親姦の禁止」にたいしてあたえているかを、ざっと当ってみることにする。この課題は、ふたつの理由で興味の深いことではない。ひとつは、人類学なるものが、いったい、どんな思考法をやらかしているかを、知ることができることである。もうひとつは、当面の課題であるG・パタイユのことも優れた著作『エロティシズム』の根源的な着想を捕捉するための、準備になりうることである。

現在、フランス構造主義の拠り所とみなされ、わが国の追従者たちによって精力的に謳歌されているレヴィ・ストロースの人類学的思考を、はじめに統御しているのはデュルケームである。わが国におけるデュルケームの直接の弟子は、作家芹沢光治良ということになるであろうが、かれは、わたしの狭い視野のとどこところでは、人類学的論文をもっていない。しかし、主題を「近親姦の禁止」にかぎれば、デュルケームの紹介には事欠かないといつてよい。

デュルケームの思考は、基本的には単純である。まず、デュルケームは、「氏族」を「相互に血縁関係にあると考えている人びとの集団」（『近親婚の禁止とその起源』小関藤一郎訳編）と定義する。この定義にしたがえば、「氏族」は、ひとつの「親族組織体」ということになる。ただ、ここでデュルケームの「氏族」概念には、必須の前提がある。それは、この「氏族」は、現に、痕跡しか残っていないとしても、かならずひとつのトーテムをもっているということである。この前提は、きわめて重要なものとおもわれる。トーテムは、「氏族」の成員が、じぶんたちが発祥した先祖（神）であるとかんがえている象徴である。これを必須の前提とすれば、逆に、実際は血縁関係をもっていないくても、トーテムを同じ

くするから（あるいは同じであると思ふすから）、同じ「氏族」であるという考え方が成り立つことになる。これによって、血縁共同体として指定された「氏族」は、真の「氏族」と、象徴としての「氏族」とに分裂する。あるいは「氏族」は、血縁組織に連なるものと、ほんとうは非血縁的であるものとを包括するようになるといつてもよい。デュルケム自身のいい方にしたがえば「ところで氏族は他の種類の家族とは、氏族における血縁関係はもっぱら他のトーテムの共同にもとづくのであって、一定の血縁関係にもとづくのではないという事実によって区別されている。」（小関訳）ということになる。

ここで、デュルケムの「氏族」概念に、重要な特徴（いいかえれば欠陥でもある）が、存在することを、考えにいれておく必要があるとおもう。それは、同時に、わたしたちの考え方の特徴の一端を、披瀝することでもある。デュルケムによれば、「家族」は「血縁」という関係を、いわば「パン種」にして「親族」の關係にまで拡大し、「親族」の組織は、真の「血縁」と擬制的な「血縁」を「パン種」にして「氏族」にまで拡大されると見做されている、ということである。わたしたちの見解では、そうはならない。「家族」は、たしかに「性」的な諸關係を軸にして「血縁」を構成するが、「親族」は、すでに「家族」と同質でない。たしかにその組織は、「性」と「血縁」の共同性ではあるが、すでにこの段階で「禁止」が、きわめて本質的な意味で登場する。「性」的な禁止が媒介しなければ、「家族」は「親族」へと展開することはできない。ここで、当然、わたしたちの考え方に、異論が提出されよう。もしそうなら、「家族」という概念のなかに、すでに「性」的な禁止は登場しているのではないか、そして「近親姦」の禁止の問題とは、まさに、そのことを指さしているのではないか、と。

わたしたちの見解では「性」的な關係と、「禁止」という概念は、あくまでもある個体と他のひとりの個体との關係の世界の總体という意味に解されるべきものである。そのばあいには「家族」という概念には、「性」的な「禁止」は、入り込んでこないことがわかる。「家族」内部での親と子、兄弟と姉妹

のあいだ、あるいは同性どうしのあいだでは、たしかに〈性交〉的な関係は、〈禁止〉に出遇っているようにみえるが、われわれの概念でいう〈性〉的な親和は存続している。そして、このばあいの〈性交〉的な関係の〈禁止〉は、〈性交〉という概念が、生理的であるにもかかわらず、なんら生理的な〈禁止〉としての、根拠があるわけではないのである。近親同士の〈性交〉の結果が、優生学上よからぬ結果（白痴の子供、精神異常の子供）を生みだすというようなことは、根拠のない迷信であることはつきりしている。だから〈家族〉内での〈性交〉の〈禁止〉の理由は、禁止そのものではなく、べつにもとめなければならぬ。ということは、われわれの概念で〈性〉的な関係をかんがえるかぎり、〈家族〉内部に〈禁止〉の概念を導入することには、格別の意味がないことになる。

デュルケームは、じぶんの定義に叶う〈氏族〉をかんがえるかぎり、すべて〈族外婚〉を採用しており、例外はないとして、その理由を、つぎのように説明する。

それ故氏族の特徵的性格をつくっているのはトーテムなのである。以上のことが明らかにすると、族外婚の慣行を理解するのは容易になる。狼の氏族に属する一人の男はたとえば同一氏族の婦人と、あるいは別の氏族に属する婦人とも、もしその氏族のトーテムが男のそれと同じであれば結婚することはできない。なぜならば同一部族のいくつかの氏族がつねにしかも必然的に別々のトーテムをもつとして——異った部族に属している人々もそうであるとは限らないからである。

（デュルケーム『近親婚の禁止とその起源』小関訳編）

ちょっと判りにくいが、述べられていることは、単純である。まず、トーテムは〈氏族〉の象徴として必須であることは、デュルケームのばあい前提となっている。おなじトーテムをもつ〈氏族〉は、真

正の血縁共同体であつても、擬制的な血縁共同体を包括していても、トームがおなじであるという事実自体にたいして、制約的である。しかし、別の部族は、かならずしもこういつた「氏族」の集合体であるとは限らない。したがつて、この別の部族は近親姦の禁止については、無制約である可能性（あるいは蓋然性）を、はらんでゐることになる。そうだとすれば、族外婚を拒ぶのは、無制約（氣がかりがない）ものを拒ぶ可能性を意味してゐるから、自然のなりゆきでなければならぬ。そこで、デュルケームは、論理を逆倒させる。それならば「族外婚」を常習とするようになってゐる「氏族」では、近親婚の禁止が当然なければならない、というように。

ここでまた、デュルケームの考え方に、異議を挿入しておく必要がある。デュルケームは「族外婚」を、ほとんど、近親姦の禁止といふことの、直線を延長した上にかんがへてゐる。また、逆に「族外婚」は近親婚と、間接的な、あるいは第二次的な関係しかもたないと云ひかへてゐる。わたしたちは、ここでふたつの検討すべき問題に当面してゐる。ひとつは、デュルケームのいうように、「氏族」は、かならず「族外婚」をとるものだろうか、といふことである。もうひとつは、近親姦の禁止は、「族外婚」と関係づけることができるのだろうか、といふことである。このふたつの命題は、デュルケームの理論的な構成のなかにあるから、否定的な論証に遭遇すれば、デュルケームの考え方は、崩壊してしまふ。もちろん、デュルケームは、見掛け上、ある「氏族」が、「族外婚」をとつていないようにみえても、仔細にみてゆくとそうでないことがわかるという例を拾ひあげて検討してゐるし、「氏族」を、ふたつの胞族にわけて、そのあいだの婚姻の様相を、プリミティヴな例をあげて、「族外婚」が近親者間の婚姻を可能にすることもありうることを、原則をくずさずに理論的に検証してみせてゐる。しかし、それにもかかわらず、わたしたちは、デュルケームの理論構成に、全体的な不用意の印象を抱かせらる。